

土場新設工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工 事 名 県営林土場新設工事 No.701

工事箇所 秩父郡東秩父村大字白石地内

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用[促進]計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、再生資源利用[促進]実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 1,000m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500t以上の採石を搬入する工事
- ③ 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 1,000m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託計画を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託 契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票 の写しを提出する。

(建設発生土の搬出)

第4条 建設発生土は、指定の残土処理場へ運搬し、敷均しを行うものとする。

2 受注者は500m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。

3 受注者は、規定様式により搬出先市町の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

（建設廃棄物の再資源化等）

第5条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設に搬入しなければならない。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものである。

2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づき再生資源利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付することができる。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（再生資源の利用）

第6条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
なし		

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

（建設機械の指定）

第7条 排出ガス対策型または低騒音型として指定されている建設機械については、原則として排出ガス対策型、または低騒音型若しくは超低騒音型の建設機械を使用しなければならない。

（適用すべき諸基準）

第8条 受注者は、設計図書において、特に定めのない事項については、次の諸基準によらなければならない。

林野庁 林道規程の制定について（昭和48年4月）

林野庁 林道必携（技術編）

林業土木コンサルタンツ 森林土木構造物標準設計（平成18年10月版）

埼玉県森林作業道作設指針（平成２３年４月）

（使用材料の検査方法）

第９条 本工事に使用する材料検査方法は、別表のとおりとする。

（工事看板）

第１０条 工事中標示看板を掲示する工事については、その工事中標示看板に工事請負代金額を表示するものとする。

（その他）

第１１条 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めなければならない。

別表

使用材料の検査方法一覧

○印は実施

[illegible]